

件名	その他必要な事項（救急車等緊急車両の入構）
通報日	2018年 1月16日
概要	<p>〈第一報〉</p> <p>5号機原子炉建屋原子炉格納容器内（管理区域）において、作業現場へ移動中の協力企業作業員が経路上にある配管をくぐろうと腰を屈めながら前進したところ、その先にある弁ハンドルに頭部を強打し、転倒しました。その後、右手のしびれを訴えたため、17時54分に救急車を要請し病院へ搬送しました。本人に意識はあり、身体汚染はありません。</p> <p>〈第二報〉（1月17日連絡：第一報より追加、補足事項）</p> <p>搬送先病院での診察の結果、中心性頸髄損傷と診断され、1週間程度安静を要するために入院しました。公表区分Ⅲとして公表します。</p> <p>（1月17日公表済み）</p> <p>http://www.tepco.co.jp/kk-np/data/press/pdf/2017/30011701p.pdf</p>